

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」という。）の地域生活への移行を進める観点から、日中活動系サービスや自立生活援助事業を利用し、グループホーム、一人暮らしを含めた一般住宅等への地域移行を目指していきます。

施設入所者の意思決定を支援し、日中活動系サービスや一人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用制度の積極的な活用を促すなど、地域生活への移行に可能な取り組み等を継続していきます。

地域の障害者支援施設に対して、障害者自立支援協議会等への参加を依頼するなど、施設入所者の地域移行に取り組む際に適切な地域連携が図れるような体制づくりを進めていきます。

施設入所者等の生活の質の向上を図るため、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、人材育成事業等において障害のある人の重度化・高齢化に対応するための専門性の向上を図る講座等を開催するなど、地域の障害者支援施設の活動支援に努めていきます。

障害への理解を促進するため、地域と交流する機会を確保する等、地域に開かれた障害者支援施設となるような環境づくりに努めていきます。

以上のことから、施設入所者の地域移行を目指していくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

項 目	令和元年度末 の状況（数値）	令和 5 年度 の目標値
地域生活移行者数	0 人	2 人
施設入所支援の利用者数	25 人	24 人

【関連する活動指標】（ ）内の数値は令和 5 年度の見込量

- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
（延べ 562 人、3,567 日）
- 共同生活援助の利用者数（延べ 787 人）
- 自立生活援助の利用者数（延べ 24 人）
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数
（延べ 48 人）
- 施設入所支援の利用者数（24 人） ※施設入所者の削減
- 生活介護の利用者数、利用日数（延べ 1,500 人、25,866 日）

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
（延べ 121 人、1,878 日）
- 就労移行支援の利用者数、利用日数（延べ 325 人、5,630 日）
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
（延べ 1,972 人、32,493 日）
- 就労定着支援の利用者数、利用日数（延べ 246 人、240 日）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。

地域アセスメントを実施し、保健・医療・福祉関係者と地域の課題や取組の状況を共有します。協議の場において、地域の現状と課題を踏まえた目標設定や役割分担を検討し、具体的な取組を実施していきます。

指定一般・特定相談支援事業者や医療機関、保健所等と連携し、支援者間のネットワークによる協働により、継続的に精神障害のある人を地域で支える環境づくりに努めていきます。

精神障害のある人本人の希望やニーズを引き出し、介護や生活支援におけるニーズへの対応や就労等社会参加の機会の創出など、福祉を起点とした基盤の整備に努めていきます。

障害者自立支援協議会等の活動を通じて、地域住民に対する精神障害への理解促進や、人材育成事業等において精神障害のある人への支援の質を確保するための障害福祉サービス事業所や人材の育成に努めていきます。

以上のことから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図っていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

項 目	令和元年度末 の状況	令和5年度 の目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場	未設置	設置

【関連する活動指標】（ ）内の数値は令和5年度の見込量

- 精神障害者の地域移行支援の利用者数（1人）
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数（1人）
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数（8人）
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数（1人）
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数（1回以上）
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数（各1人）
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（1回以上）
- 地域移行に伴う基盤整備量【65歳以上利用者数】（8人）
- 地域移行に伴う基盤整備量【65歳未満利用者数】（15人）

本市の地域生活支援拠点等については、平成29年度末に面的整備型として整備をしました。地域に住む障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、面的整備型地域生活支援拠点等が持つ相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの充実を図ります。

基幹相談支援センターを中心に、特定相談支援事業所等の相談支援機能との連携に努め、常時の連絡体制の確保や緊急時の事態等に対応できる相談支援体制づくりを進めていきます。

居室確保事業を充実し、登録事業所間での連絡体制づくりのほか、新規登録への働きかけを行い、短期入所施設をはじめ障害福祉サービス事業所等における緊急時の受け入れ・対応や体験の機会・場の提供を図ります。

本計画のアンケート調査で実施した「事業者が開催を希望する支援者向け講座に関する調査」においては、「知的障害又は精神障害の特性と支援方法」の開催希望が最も高く、「障害児の特性と支援方法」「リスクマネジメント研修（問題の発見と課題解決）」「クレーム対応・メンタルヘルス研修」の順に高い希望があります。

障害のある人本人や家族を中心として、事業者や医療機関、行政等も含めた多職種連携の強化を図り、地域全体で支援する協力体制の構築に努めます。

市内において地域生活支援拠点等の機能を担いえる福祉施設の整備については、国県等の施設整備助成制度に関する情報提供をはじめとする支援を進めていきます。

以上のことから、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を進めていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

項 目	令和元年度末 の状況（数値）	令和5年度 の目標値
運用状況の検証及び検討する場の 開催回数	—	1回以上
居室確保事業の登録事業所数	6事業所	8事業所

【関連する活動指標】（ ）内の数値は令和5年度の見込量

- 共同生活援助の利用者数（延べ787人）
- 自立生活援助の利用者数（延べ24人）

- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数
（延べ 48 人）
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
（延べ 562 人、3,567 日）
- 施設入所支援の利用者数（24 人） ※施設入所者の削減
- 計画相談支援の利用者数（延べ 880 人）

福祉施設を利用する人が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行できるよう、障害者就労を支援する地域環境づくりを進めていきます。

障害者自立支援協議会等の活動を通じて、障害のある人の一般就労や雇用支援策に関する周知啓発を図るほか、障害者雇用を支援していくために、事業所間の連携を促進する取り組みを行います。

市内の就労系サービス事業所の活動を支援していくため、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を踏まえ、行政関係機関等に法の趣旨や市内事業所の取組内容等を周知し、障害者支援施設等からの優先調達やチャレンジ雇用の促進を図ります。

就労系サービス事業所が取り扱う商品やサービス等をまとめたカタログを作成し、公共施設や障害者福祉に関するホームページにおいて情報提供を行うなど、市民や民間事業者に対して障害者就労に関する啓発を進めていきます。

障害のある人等の一般就労や生活支援等については、生活困窮者自立相談支援事業で配置される就労支援員と連携し、就労定着支援事業等や就労・生活総合支援コーディネーターを通じて、一般就労している障害のある人で、就労に伴い生じてくる生活面の課題により日常生活が不安定な人に、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行い、職場定着を目指していきます。

以上のことから、福祉施設から一般就労への移行促進を図るため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

項	目	令和元年度末 の状況（数値）	令和5年度 の目標値
一般就労移行者数	全体	9	14
	就労移行支援 事業利用者	7	10
	就労継続支援 A型事業利用者	1	2
	就労継続支援 B型事業利用者	1	2
一般就労移行者数のうち就労定着支援事業 の利用者の割合		—	70%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 の割合		—	80%

【関連する活動指標】（ ）内の数値は令和5年度の見込量

- 就労移行支援の利用者数、利用日数（延べ325人、5,630日）
- 就労定着支援の利用者数、利用日数（延べ246人、240日）
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））（14人）

基本指針や障害者基本計画等において、障害者福祉に係る人材の質と量の確保が求められています。障害福祉サービス等に係る質の向上や人材育成については、都道府県も実施しているところですが、本市では、地域における障害者福祉の発展・充実のためには障害者福祉に関わる人の育成が重要との観点から、障害者福祉センターにおいて人材育成事業を実施しており、地域の社会資源である市内事業所の職員等に対して、必要に応じた研修や勉強会等を開催しています。

本計画のアンケート調査で実施した「事業者が開催を希望する支援者向け講座に関する調査」においては、「知的障害又は精神障害の特性と支援方法」の開催希望が最も高く、「障害児の特性と支援方法」「リスクマネジメント研修（問題の発見と課題解決）」「クレーム対応・メンタルヘルス研修」の順に高い希望があります。これらアンケート調査結果等に基づき、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、障害福祉サービス等の質の向上に必要な研修会等を企画、開催していきます。

また、人材育成事業等において、移動や精神保健福祉、コミュニケーション等に関わる支援ボランティアを引き続き養成していくとともに、障害当事者のコーディネートを行い、社会参加と情報保障の促進を行っていきます。

計画相談支援については、基本指針等において、計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備が求められています。そのため、市内事業所に対して相談支援専門員研修等の周知・斡旋に努めるとともに、計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所の人材育成支援に努め、財政支援を含めた可能な支援を検討していきます。

以上のことから、地域の社会資源における更なる質的向上を進めていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

項 目	令和元年度末 の状況（数値）	令和5年度 の目標値
アンケート調査結果等に基づく事業者向け研修の開催	実施	実施
支援ボランティア養成講座開催数	5 講座	7 講座
計画相談支援等の事業所数	3 事業所	5 事業所

【関連する活動指標】（ ）内の数値は令和 5 年度の見込量

- 行動援護の利用者数、利用日数（延べ 45 人、673 日）
- 同行援護の利用者数、利用日数（延べ 185 人、2,023 日）
- 自発的活動支援の実施状況（実施）
- 居宅介護事業の利用者数（延べ 2,109 人）
- 生活介護の利用者数、利用日数（延べ 1,500 人、25,866 日）
- 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数（延べ 82 人、1,375 日）
- 計画相談支援の利用者数（延べ 880 人）
- 障害児相談支援の利用者数（延べ 578 人）
- 総合的・専門的な相談支援の実施の有無（有）
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（6 件）
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（6 件）
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（21 回）
- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（2 人）
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数（1 回）

尾張東部圏域の5市1町で共同設置した尾張東部権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度が適切に利用されるように制度の理解促進を図るとともに、増加する制度利用者に対応していくため、市民後見人の育成に努めていきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消や社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うため、行政関係機関等の職員への研修や市民、民間事業者への周知啓発を行っていきます。

障害者虐待防止センターにおける相談や虐待防止ネットワークの連携強化を継続していくほか、障害福祉サービス事業所に対して、虐待防止に関する研修会等を開催していきます。

災害時における地域の互助機能を高めていく災害時要援護者地域支援制度の実施のほか、障害者自立支援協議会等の活動を通じて、障害のある人への事前の情報提供や障害に配慮した避難所運営において必要となる支援の方法等を検討していきます。

以上のことから、権利擁護の推進を図っていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

項 目	令和元年度末 の状況（数値）	令和5年度 の目標値
市民後見人養成講座の開催回数	1回	1回
合理的配慮に関する研修・講演会等の開催数	1回	2回
虐待防止に関する研修会等の開催回数	0回	1回

【関連する活動指標】（ ）内の数値は令和5年度の見込量

- 理解促進研修・啓発事業の実施状況（実施継続）
- 成年後見制度利用促進事業の実施状況（実利用者数5人）
- 居室確保事業の実施状況（実施継続）
- 障害者虐待防止事業の実施状況（実施継続）

障害のある児童の健全な発達を支援するためには、できるだけ早期に適切な療育を行い、基本的な生活能力の向上を図ることが、自立と社会参加を促進することに繋がります。

乳幼児期においては、保健センター等での乳幼児健診や相談事業を通して、障害の早期発見に努めるとともに、関係機関と緊密に連携し、早期対応の体制整備を進めていきます。また、発達が気になる子どもとその保護者が一定期間継続して通い、専門員の指導や助言を受けることのできる健診事後教室や親子通園事業を継続して実施し、よりよい親子関係が築けるよう支援していきます。

乳幼児期から学齢期においては、国の「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」で示されているように、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援施策において障害児の支援を進めることが重要とされており、子育て支援施策での障害児の受け入れを進めるとともに、教育関係機関とも連携を深めた上で、より総合的に支援を進めることが必要となります。子ども発達支援センター等の役割は、障害児やその保護者（または家族）への支援に加えて、その専門的な知識・経験に基づいて、子育て支援施策をバックアップする「後方支援」と位置づけ、巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援等の訪問型支援を積極的に活用し、保育所等の育ちの場における障害児支援に協力できる体制整備を進めていきます。

障害児及びその家族のライフステージに応じ、切れ目のない支援（縦の連携）をしていくために、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し地域支援体制の確立（横の連携）を図った上で、効果的な支援を身近な場所で提供できる体制づくりを進めていきます。障害児相談支援は、子どもの発達が気になる段階から本人や家族に対して継続的に関わりを持ち、関係機関をつなぐ中心的な役割を担っているため、相談支援専門員の量の確保と質の向上を図り、支援の提供体制の構築を進めます。

また、国の指針に基づき、子育て支援施策での受け入れが困難な重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたり、主に重症心身障害児を支援する事業所の確保や、医療的ケア児支援のための協議の場における地域課題についての協議の実施、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を促進していきます。

なお、国の指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1ヵ所以上設置すること、及び児童発達支援センターが保育所等

訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが求められていますが、本市では既に児童発達支援センターを設置しており、保育所等訪問支援についても実施しているため、引き続き当センターの機能強化に努めていきます。

以上のことから、地域の子育て支援施策において療育の体制整備を図っていくため、以下の成果指標を設定します。

【成果指標】

※障害保健福祉圏域での設置

項 目	令和元年度末 の状況（数値）	令和5年度 の目標値
巡回支援専門員整備事業の実施回数	65 回	137 回
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	6 事業所※	7 事業所※
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	7 事業所※	8 事業所※
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	2 人

【関連する活動指標】（ ）内の数値は令和5年度の見込量

- 児童発達支援の利用者数、利用日数（延べ 3,278 人、21,749 日）
- 医療型児童発達支援の利用者数、利用日数（延べ 12 人、60 日）
- 居宅訪問型児童発達支援の利用者数、利用日数（延べ 12 人、60 日）
- 放課後等デイサービスの利用者数、利用日数（延べ 9,149 人、57,296 日）
- 障害児相談支援の利用者数（延べ 578 人）
- 保育所等訪問支援の利用者数、利用日数（延べ 98 人、104 日）
- 巡回支援専門員整備事業の実施状況（実施継続）
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（60 人）
- ペアレントメンターの人数（1 人）
- ピアサポートの活動への参加人数（40 人）